

3. その他

標準引越運送約款(平成2年運輸省告示第577号)(抄)

(責任の特別消滅事由)

第二十五条

荷物の一部の滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

(時効)

第二十七条

荷物の滅失、き損又は遅延についての当店の責任は、荷受人等が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2 前項の期間は、荷物の全部が滅失した場合には、見積書に記載した引渡日からこれを起算します。

3 前二項の規定は、当店がその損害を知っていて荷受人等に告げなかった場合には、適用しません。

商法(明治32年法律第48号)(抄)

第五百八十八条

運送人ノ責任ハ荷受人力留保ヲ為サシテ運送品ヲ受取り且運送賃其他ノ費用ヲ支払ヒタルトキハ消滅ス但運送品ニ直チニ発見スルコト能ハサル毀損又ハ一部滅失アリタル場合ニ於テ荷受人力引渡ノ日ヨリ二週間内ニ運送人ニ対シテ其通知ヲ発シタルトキハ此限ニ在ラス

2 前項ノ規定ハ運送人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五百八十九条

第五百六十二条、第五百六十三条、第五百六十六条及ヒ第五百六十七条ノ規定ハ運送人ニ之ヲ準用ス

第五百六十六条

運送取扱人ノ責任ハ荷受人力運送品ヲ受取りタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

2~3 (略)

商法(明治32年法律第48号)(抄)

※「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」として平成28年10月18日に閣議決定された条文から引用(平成29年11月15日現在において未成立)

第五百八十四条

運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないうで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡の日から二週間以内に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りではない。

2 前項の規定は、運送品の引渡しの当時、運送人がその運送品に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しない。

3 (略)

第五百八十五条

運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日(運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡がされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

2~3 (略)

標準引越運送約款第25条と第27条の関係について

		第25条 (責任の特別消滅事由の適用)	第27条 (時効)
滅失	全部の滅失	無	見積書に記載した引渡日から1年
	一部の滅失	有 (荷物を受け取った日から3ヶ月以内に通知を発しなれば消滅)	荷物を受け取った日から1年
き損		有 (荷物を受け取った日から3ヶ月以内に通知を発しなれば消滅)	荷物を受け取った日から1年
遅延		無	荷物を受け取った日から1年
荷物以外のもの(家屋等)のき損等		無	無

※荷物以外のもの(家屋等)のき損等についての時効は原則5年(商法第522条) 3